

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	4号	福島県西白河郡西郷村大字小田倉地先から本宮市荒井地先まで	郡山国道事務所
		本宮市荒井地先から福島県伊達郡国見町大字貝田地先まで	福島河川国道事務所
		白石市越河地先から栗原市金成有壁地先まで	仙台河川国道事務所
		一関市真柴地先から二戸市釜沢地先まで	岩手河川国道事務所
		二戸市釜沢地先から青森市長島地先まで	青森河川国道事務所
一般国道	6号	北茨城市平潟町地先から福島県相馬郡新地町大字埴木崎地先まで	磐城国道事務所
		宮城県亶理郡山元町坂元地先から仙台市宮城野区日の出町地先まで	仙台河川国道事務所
一般国道	7号	鶴岡市鼠ヶ関地先から山形県飽海郡遊佐町吹浦地先まで	酒田河川国道事務所
		にかほ市象潟町小砂川地先から秋田県南秋田郡八郎潟町真坂地先まで	秋田河川国道事務所
		秋田県山本郡三種町天瀬川地先から大館市長走地先まで	能代河川国道事務所
		平川市大字碓ヶ関地先から青森市長島地先まで	青森河川国道事務所
一般国道	13号	福島市杉妻町地先から米沢市万世町刈安地先まで	福島河川国道事務所
		米沢市万世町刈安地先から山形県最上郡真室川町大字及位地先まで	山形河川国道事務所
		山形県最上郡真室川町大字及位地先から大仙市協和上淀川地先まで	湯沢河川国道事務所
		大仙市協和上淀川地先から秋田市川尻町地先まで	秋田河川国道事務所
一般国道	45号	仙台市青葉区本町地先から気仙沼市唐桑町地先まで	仙台河川国道事務所
		陸前高田市気仙町地先から岩手県九戸郡洋野町種市地先まで	三陸国道事務所
		岩手県九戸郡洋野町種市地先から青森市長島地先まで	青森河川国道事務所
一般国道	46号	盛岡市上田地先から岩手県岩手郡雫石町大字橋場地先まで	岩手河川国道事務所
		岩手県岩手郡雫石町大字橋場地先から秋田市川尻町地先まで	秋田河川国道事務所
一般国道	47号	仙台市宮城野区日の出町地先から大崎市鳴子温泉地先まで	仙台河川国道事務所
		大崎市鳴子温泉地先から山形県最上郡戸沢村大字古口地先まで	山形河川国道事務所
		山形県東田川郡庄内町清川地先から酒田市落野目地先まで	酒田河川国道事務所
一般国道	48号	仙台市青葉区大町地先から同市青葉区作並地先まで	仙台河川国道事務所
		仙台市青葉区作並地先から山形市飯田西地先まで	山形河川国道事務所
一般国道	49号	いわき市常磐上矢田町地先から同市三和町上三坂地先まで	磐城国道事務所
		福島県石川郡平田村大字鴉子地先から福島県耶麻郡西会津町大字宝坂地先まで	郡山国道事務所
一般国道	101号	青森市長島地先から同市浪岡大字大釈迦地先まで	青森河川国道事務所
		能代市宇芝童森地先から秋田県山本郡三種町鶴川地先まで	能代河川国道事務所
		秋田市金足大清水地先から同市八橋南地先まで	秋田河川国道事務所
一般国道	104号	八戸市長苗代地先から青森県三戸郡三戸町大字川守田地先まで	青森河川国道事務所
一般国道	108号	石巻市蛇田地先から大崎市鳴子温泉地先まで	仙台河川国道事務所
		湯沢市横堀地先から同市上院内地先まで	湯沢河川国道事務所
一般国道	112号	山形市飯田西地先から山形県西村山郡西川町大字月山沢地先まで	山形河川国道事務所
		鶴岡市田麦俣地先から同市美咲町地先まで	酒田河川国道事務所
一般国道	113号	山形県西置賜郡小国町大字玉川地先から南陽市赤湯地先まで	山形河川国道事務所

○制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。